

平成28年度は水道事業 100周年です

【安全とおいしさを 次の100年に】

佐賀市の水道事業は、大正5年の給水開始から平成28年で100周年を迎えます。

それを記念してロゴマークを作成しました。

今後は刊行物などにより、来年の水道事業100周年を広く周知していきます。



これまでもいつでも安心して飲める水道水の供給を目標にしてきましたが、次の100年も続けていけるように、「安全とおいしさを次の100年に」をキーワードとして、経営の効率化を進めつつ、施設の適正な維持管理、水質向上を目指していきます。

◎問い合わせ

総務課 企画係

☎ 33・1330

一日も早く下水道への 接続をお願いします

川や海的环境保全のため、下水道が接続可能な区域で、まだ接続されていないご家庭は、一日も早い接続にご協力をお願いします。

■水洗便所改造資金の融資あっせん について（上下水道局の直接貸付 ではなく金融機関へのあっせん）

◆融資あっせん限度額

- ・くみ取り式トイレまたは浄化槽1か所につき**60万円以内**
- ・トイレが2か所以上の場合
トイレ数×30万円+30万円
(限度額200万円)

◆償還額の利子補給

上下水道局があっせんした融資に対して利子補給を行います。融資あっせん額のうち利子補給対象額は、**家屋1棟につき60万円**を限度とします。



佐賀市上下水道局
マスコットキャラクター
さがっば潤くん

◎問い合わせ

業務課 業務係

☎ 33・1313

下水道使用開始・中止の 届出をお忘れなく

水道水や井戸水などをお使いの方が下水道に接続して汚水を流し始めたら、使用開始の届出が必要になります。

また、転居などにより使用を中止される場合にも届出が必要です。中止のお届けがないと、料金を請求することになりますので、ご注意ください。



◎問い合わせ

■佐賀地区 業務課 料金係

☎ 33・1313

■大和町 大和事務所

☎ 51・2422

■富士町 富士事務所

☎ 58・2117

■三瀬村 三瀬事務所

☎ 56・2111

■諸富町・川副町・東与賀町
佐賀東部水道企業団 営業課

☎ 30・6212

■久保田町（市営浄化槽除く）
西佐賀水道企業団 業務課

☎ 68・2225

■久保田町（市営浄化槽の場合）
久保田事務所

☎ 68・3104

下水道使用の世帯人員に 変更はありませんか

地下水をご利用の一般家庭については、世帯人員により汚水量を認定しています。

世帯人員に変更があった場合は変更の手続きが必要ですので、ご連絡をお願いします。

◎問い合わせ

■佐賀地区 業務課 料金係

☎ 33・1313

■諸富町・大和町・富士町・三瀬村
川副町・東与賀町・久保田町

各支所内の上下水道局事務所まで

水道メーターの検針に ご協力を

◆検針等に支障がないようにお願いします

◆メーターボックスの上、車や物を置かないでください。

◆犬などは、家の出入り口やメーターから離れたところにごくたやう。

◆家の増改築等でメーターが屋内や床下になる場合は、検針可能な場所に移設してください。



◎問い合わせ

業務課（お客様センター）

☎ 33・1313